

宇管工

官公需適格の証明取得

受注機会確保へ活動強化

<4/1日曜>



証明書を示す和田理事長

宇都宮市管工事業協同組合（和田均理事長）は3月8日付で、関東経済産業局長から官公需適格組合証明書の交付を受けた。有効期間は2021年3月9日～24年3月8日の3年間。和田理事長は「組合員91社の受注機会の確保、経営基盤の安定を目指し、制度の活用を図りたい」と話し、行政機関の制度導入に向け働きかけていく考えを示した。

官公需適格組合は、中小企業による官公需（国）や地方公共団体等による物品購入や工事発注などの受注機会増大を図る制度。官公需の受注に対する意欲的であるとともに、受注した案件は責任を持って納入できる経営基盤が整備された組合

であることを、中小企業庁が証明する。同組合の取得を受け、県内の官公需適格組合は13組合となり、その中には栃木市公認管工事業協同組合、大田原管工事業協同組合も含まれている。

証明取得は約10年前から話題に挙がっていたた

め、同組合は18年に勉強会を発足。県中小企業団体中央会の支援を受けながら慎重に準備を進め、2月5日に開かれた臨時総会で組合員の意思を確認した上で、満を持しての申請に踏み切った。

今回取得したのは「物

品納入等」に関する証明

で、これまで個別企業で

の受注が難しかった「上

下水道設備の保守管理お

よび維持修繕の役務提

供」や「上水道設備に

関する資材の物品提供」

およびそれらの業務に付

帯する業務を共同で受注

できる。

同組合は役務で受注実

績を残し、2年後には工

事での証明取得を視野に

入れる。また、県内の官

公需適格組合と協議会を

組織し、連携しながら行

政への要望活動を展開す

る青写真も描いている。

和田理事長は「全国の

同業組合が、この制度に

より国や独立行政法人、

市町等から多くの業務を

受注している。宇都宮市

も早期に制度を導入し、

地元中小企業の受注機会

を確保してほしい」と期

次の通り。

協定を締結した38社は

と被害施設の早期復旧を

図ることを目的に締結さ

れたもの。

協定を締結した38社は

と被害施設の早期復旧を

図ることを目的に締結さ